

残土条例に関する基準

(第1版)

 基礎地盤コンサルタンツ株式会社

本社 〒136-8577 東京都江東区亀戸一丁目5番7号
錦糸町プライムタワー12階

TEL : 03-6861-8843(環境事業部), FAX: 03-6861-8894

ホームページアドレス: <http://www.kiso.co.jp/>

ジオエンジニアリングセンター TEL: 043-250-5228

北海道支社 TEL: 011-822-4171

東北支社 TEL: 022-291-4191

関東支社 TEL: 03-5632-6800

中部支社 TEL: 052-589-1051

関西支社 TEL: 06-6536-1591

中国支社 TEL: 082-238-7227

九州支社 TEL: 092-831-2511

項 目	化学記号	数値に定めがないのは全て（mg/L）										
		自治体	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	岐阜県	石川県	京都府	和歌山県
		条例の 名称	茨城県土砂等による埋立て等の岸に関する条例	栃木県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	岐阜県埋立て等の規制に関する条例	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	京都府土砂等による土地埋立て等の規制に関する条例	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（外部から搬入する土壌の検査を行わせる等）
		年 施 月 行	H.16.3施行 H.27.3改正	H11.4施行、H.22.4改正	H.25.4施行、H26.10改正	H.15.2施行、H28.4改正	H.10.1施行、H.25.4改正	H.11.3制定、H24.10改正	H.18.10施行、H.26.3改正	H.16.4制定、H.28.4改正	H.21.10施行、H.23.3改正	H.20.4制定、H23.4改正
四塩化炭素	CCl ₄	揮 発 性 有 機 化 合 物 （ V O C ）	0.002以下	0.002以下	0.002以下	必要に応じて実施	0.002以下	特に定めなし、各土木事務所に確認	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	CH ₂ ClCH ₂ Cl		0.004以下	0.004以下	0.004以下		0.004以下		0.004以下	0.004以下	0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	CCl ₂ =CH ₂		0.02以下	0.1以下	0.1以下		0.1以下		0.1以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	CHCl=CHCl		0.04以下	0.04以下	0.04以下		0.04以下		0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
1,3-ジクロロプロペン	CH ₂ ClCH=CHCl		0.002以下	0.002以下	0.002以下		0.002以下		0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下
ジクロロメタン	CH ₂ Cl ₂		0.02以下	0.02以下	0.02以下		0.02以下		0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン	CCl ₂ =CCl ₂		0.01以下	0.01以下	0.01以下		0.01以下		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	CH ₃ -CCl ₃		1以下	1以下	1以下		1以下		1以下	1以下	1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	CHCl ₂ CH ₂ Cl		0.006以下	0.006以下	0.006以下		0.006以下		0.006以下	0.006以下	0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン	CHCl=CCl ₂		0.03以下	0.03以下	0.03以下		0.03以下		0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
ベンゼン	C ₆ H ₆		0.01以下	0.01以下	0.01以下		0.01以下		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物	Cd	重 金 属 等	0.01以下	0.01以下	0.01以下	150mg/kg以下	0.01以下	特に定めなし、各土木事務所に確認	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
六価クロム化合物	Cr ⁶⁺		0.05以下	0.05以下	0.05以下	250mg/kg以下	0.05以下		0.05以下	0.05以下	0.05以下	0.05以下
シアン化合物	CN ⁻ ・HCN		不検出	不検出	不検出	50mg/kg以下	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出
水銀及びその化合物（総水銀）	Hg		0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.005mg/kg以下	0.0005以下		0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
アルキル水銀			不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出
セレン及びその化合物	Se		0.01以下	0.01以下	0.01以下	150mg/kg以下	0.01以下		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
鉛及びその化合物	Pb		0.01以下	0.01以下	0.01以下	150mg/kg以下	0.01以下		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
砒素及びその化合物	As		0.01以下かつ農用地である場合は、15mg/kg未満	0.01以下かつ農用地である場合は、15mg/kg未満	0.01以下かつ農用地である場合は、15mg/kg未満	150mg/kg以下	0.01以下かつ農用地である場合は、15mg/kg未満		0.01以下かつ農用地である場合は、15mg/kg未満	0.01以下	0.01以下	0.01以下
ふっ素及びその化合物	F		0.8以下	0.8以下	0.8以下	4000mg/kg以下	0.8以下		0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下
ほう素及びその化合物	B		1以下	1以下	1以下	4000mg/kg以下	1以下		1以下	1以下	1以下	1以下
シマジン		農 薬 等	0.003以下	0.003以下	0.003以下	必要に応じて実施	0.003以下	特に定めなし、各土木事務所に確認	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
チオベンカルブ			0.02以下	0.02以下	0.02以下		0.02以下		0.02以下	0.02以下	0.02以下	
チウラム			0.006以下	0.006以下	0.006以下		0.006以下		0.006以下	0.006以下	0.006以下	
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。）			不検出	不検出	不検出		不検出		不検出	不検出	不検出	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)			不検出	不検出	不検出		不検出		不検出	不検出	不検出	
銅及びその化合物	Cu		農用地である場合は125mg/kg未満	農用地である場合は125mg/kg未満	農用地である場合は125mg/kg未満	農用地である場合は125mg/kg未満	特に定めなし、各土木事務所に確認	農用地である場合は125mg/kg未満	—	—	—	—
ダイオキシン類			—	—	—	必要に応じて実施		—	—	—	—	—
pH			4～9	—	—	—		市町の条例ではpHもあり	—	—	—	—
備 考			検査頻度：3000m2ごとに1回 採取方法：5地点混合 職員が立会う	採取頻度：発生場所の土質区分ごと、かつ5000m3ごとに1回 採取方法：5地点混合（表層）	検査頻度：5000m3ごとに1回 採取方法：5地点混合（表層）	検査頻度：搬入前の検査は義務付けなし、500立方メートル以上の土砂の排出は届出が必要、3,000平方メートル以上の土砂のたい積は許可が必要 採取方法：900m2ごとに地表～5cmと5～50cmの深さの土壌を5地点混合	検査頻度：5000m3ごとに1回 採取方法：5地点混合（深度方向にも均等に採取）	検査頻度：500m3以上の搬出、2000m2以上の埋立ての場合届出が必要 採取方法：特に定めなし	採取頻度：5000m3ごとに1回 採取方法：5地点混合	採取頻度：特に定めなし 事業所と協議	採取頻度：3000m2以上は届出 採取方法：5地点混合	採取頻度：4000m3ごとに1回、3000m2以上

項 目	化学記号	数値に定めがないのは全て(mg/L)									
			兵 庫 県				香川県	徳島県	高知県	愛媛県	大分県
		条例の 名称	兵庫県廃棄物などの不適正な処理の防止に関する条例		淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱		みどり豊かでうるおいのある県土 づくり条例	徳島県生活環境保全条例（土 砂等の埋立等に関する環境保 全）	高知県土砂等の埋立て等の規 制に関する条例	愛媛県土砂等の埋立て等による土 壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例	大分県土砂等のたい積行為の 規制に関する条例
		年 施 月 行	H.15.12施行、H23.2改正		H.8.5施行		H.14.3施行	H.17.3制定、H.24.5改正	H.21.3制定 H.27.1改正	H12.4施行、H27.5改正	H.18.11施行 H.22.12改正
四塩化炭素	CCl ₄	揮 発 性 有 機 化 合 物 （ V O C ）	0.002以下	—	0.002以下	—	特に定めなし 県と協議	0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	CH ₂ ClCH ₂ Cl		0.004以下	—	0.004以下	—		0.004以下	0.004以下	0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	CCl ₂ =CH ₂		0.02以下	—	0.02以下	—		0.02以下	0.02以下	0.1以下	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	CHCl=CHCl		0.04以下	—	0.04以下	—		0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
1,3-ジクロロプロペン	CH ₂ ClCH=CHCl		0.002以下	—	0.002以下	—		0.002以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下
ジクロロメタン	CH ₂ Cl ₂		0.02以下	—	0.02以下	—		0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン	CCl ₂ =CCl ₂		0.01以下	—	0.01以下	—		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	CH ₃ -CCl ₃		1以下	—	1以下	—		1以下	1以下	1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	CHCl ₂ CH ₂ Cl		0.006以下	—	0.006以下	—		0.006以下	0.006以下	0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン	CHCl=CCl ₂		0.03以下	—	0.03以下	—		0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
ベンゼン	C ₆ H ₆		0.01以下	—	0.01以下	—		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物	Cd	重 金 属 等	0.01以下	150mg/kg以下	0.01以下	150mg/kg以下		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
六価クロム化合物	Cr ⁶⁺		0.05以下	250mg/kg以下	0.05以下	250mg/kg以下		0.05以下	0.05以下	0.05以下	0.05以下
シアン化合物	CN ⁻ ・HCN		不検出	50mg/kg以下	不検出	50mg/kg以下		不検出	不検出	不検出	不検出
水銀及びその化合物（総水銀）	Hg		0.0005以下	15mg/kg以下	0.0005以下	15mg/kg以下		0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
アルキル水銀			不検出	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出
セレン及びその化合物	Se		0.01以下	150mg/kg以下	0.01以下	150mg/kg以下		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
鉛及びその化合物	Pb		0.01以下	150mg/kg以下	0.01以下	150mg/kg以下		0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
砒素及びその化合物	As		0.01以下	150mg/kg以下	0.01以下	150mg/kg以下		0.01以下かつ農用地である場合は、 15mg/kg未満	0.01以下かつ農用地である場合 は、15mg/kg未満	0.01以下かつ農用地である場合は、 15mg/kg未満	0.01以下かつ農用地である場合 は、15mg/kg未満
ふっ素及びその化合物	F		0.8以下	4000mg/kg以下	0.8以下	4000mg/kg以下		0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下
ほう素及びその化合物	B		1以下	4000mg/kg以下	1以下	4000mg/kg以下		1以下	1以下	1以下	1以下
シマジン		農 業 等	0.003以下	—	0.003以下	—		0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
チオベンカルブ			0.02以下	—	0.02以下	—		0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
チウラム			0.006以下	—	0.006以下	—		0.006以下	0.006以下	0.006以下	0.006以下
有機りん化合物（パラチオン、メチルパ ラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。）			不検出	—	不検出	—		不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル(PCB)			不検出	—	不検出	—		不検出	不検出	不検出	不検出
銅及びその化合物	Cu		—			—		農用地である場合は125mg/kg未満	農用地である場合は125mg/kg未 満	農用地である場合は125mg/kg未満	農用地である場合は125mg/kg未 満
ダイオキシン類			1000pg/g	—	—	—		—	—	—	—
pH			—	—	—	—		—	—	—	—
備 考			採取頻度：開発の大小に関わ らず		採取頻度：1000m2ごとに1回		他の区域で採取された土砂が 10000m3ごとに1回 良質土はよし	採取頻度：特に定めなし 事業所と協議	採取頻度：5000m3ごとに1回 採取方法：職員が立会い	採取頻度：1haごと等分	採取頻度：5000m3ごとに1回、 3000m2以上 採取方法：職員が立会い

土壌汚染関連で残土に関する条例を制定している自治体一覧

該当する都市	都道府県	政令指定都市および残土条例を制定している都市	施行、最終改正年月	該当する都市	都道府県	政令指定都市および残土条例を制定している都市	施行、最終改正年月
	北海道				山梨県		
		札幌市			長野県		
	青森県				富山県		
	秋田県			○	石川県		H.16.4制定、H.28.4改正
○		秋田市	H.23年施行		福井県		
	岩手県				愛知県		
	山形県					名古屋市	
	宮城県			○		春日井市	H.22.10施行、H.26.11改正
		仙台市		○	岐阜県		H.18.10施行、H.26.3改正
	福島県				三重県		
○	茨城県		H.16.3施行 H.27.3改正		滋賀県		
○		水戸市	H.28年改正	○		大津市	H.17.12制定、H.28.4改正
○		つくば市	H.4.1施行、H.28.7改正	○	和歌山県		H.20.4制定、H.23.4改正
○	群馬県		H.25.4施行、H.26.10改正		奈良県		
○		前橋市		○	京都府		H.21.10施行、H.23.3改正
○		高崎市				京都市	
○	栃木県		H.11.4施行、H.22.4改正		大阪府		
○		宇都宮市				大阪市	
	東京都					堺市	
○	埼玉県		H.15.2施行、H.28.4改正	○	兵庫県		H.8.5施行、H.23.2改正
○		さいたま市	H.15.1制定、H.27.10改正			神戸市	
○		川越市	H.15.3制定、H.22.3改正		岡山県		
○		所沢市	H.15.7制定、H.28.4改正			岡山市	
○		春日部市	H.17.10制定、H.25.1改正		広島県		
○		越谷市	H.26.12制定、H.27.3改正			広島市	
○		熊谷市	H.19.5制定、H.28.3改正		鳥取県		
	新潟県				島根県		
		新潟市			山口県		
○		長岡市	H.17.3制定、	○	徳島県		H.17.3制定、H.24.5改正
○	千葉県		H.10.1施行、H.25.4改正	○	香川県		H.14.3施行
○		千葉市	H.9.3制定、H.27.5改正	○	高知県		H.21.5制定、H.27.1改正
○		市原市	H.9.9制定、H.16.3改正	○	愛媛県		H.21.3制定 H.27.1改正
○		成田市	H.16.3制定、H.26.3改正		福岡県		
○		船橋市	H.14.12制定、H.28.4改正			福岡市	
○		柏市	H.10.施行、H.27.8改正			北九州市	
○		市川市	H.15.10制定、H.27.12改正		佐賀県		
○	神奈川県		H.11.3制定、H.24.10改正	○		佐賀市	H.17.10制定、H.27.4改正
		横浜市		○	大分県		H.18.11施行 H.22.12改正
		川崎市			宮崎県		
○		相模原市	H.22.12制定、H.23.10改正		熊本県		
	静岡県					熊本市	
		静岡市			鹿児島県		
		浜松市			沖縄県		
○		富士市	H.22.10制定、H.27.4改正				